

社会保障審議会医療部会

荒井奈良県知事意見

平成 25 年 9 月 13 日

1. まず、9 月 6 日に厚生労働省と都道府県との間で、医療法等改正に係る事務レベル協議が開催されました。この事務レベル協議も 3 回目となり、厚生労働省から事前段階で真摯な議論がなされたことを高く評価し、感謝申し上げます。知事会としましても、より良い地域医療の実現のために厚生労働省と協力して、実のある医療法改正の実現に向けて努力してまいりたいと考えています。

2. 病床機能報告制度について

(1) 今回の医療法改正において、最も重要な事柄の一つは、「病床の機能分化を中心課題とした、地域医療ビジョンの策定」と「そのための病床機能報告制度の導入」だと思料します。ともに、都道府県に大きな役割と責任が発生しますが、「どのように病床機能報告制度を設計、運営すれば、どのように病床の機能分化が図られ、どのように望ましい地域医療ビジョンが策定、確立するのか」について、都道府県を含む関係者に明確で共通の体系的理解が必要です。

(2) 地域医療ビジョンの策定に必要な情報の中には、今でも把握可能なものもあります。都道府県の中の有志と、そのような情報を持ちより、厚生労働省とともに、「どのような情報をもとに、どのように地域医療ビジョンを策定すればよいのか」について、シミュレーション作業を至急実施したいと思います。

(3) なお、このような法律に基づく報告制度の報告内容は、医療機関の「意向」ではなく「実績」であるべきと考えます。

3. 「地域医療ビジョン」について

(1) 「地域医療ビジョン」の内容は「2025 年の医療需要」、「2025 年に目指すべき医療提供体制」そして「目指すべき医療提供体制を実現するための施策」になるということは概ね賛同します。ただし、前回の医療部会でも申し上げましたとおり、医療の役割が「治すこと・救うこと」から「癒やすこと、支えること」まで拡大していることから、「目指すべき医療提供体制」は、地域包括ケアと切れ目なくつながる、介護提供体制、生活支援提供体制と整合性のとれたもの、可能であれば一体のものとする必要があります。そのため、今後の法改正は、「医療、介護、生活支援」を一体的に推進する体制を確立するものとして整備されることを強く希望します。

(2) 「地域医療ビジョン」策定スケジュールについては、報告制度を整備、運用し、さらに国においてガイドラインを策定した上で、各都道府県において「地域医療ビジョン」を策定するとの流れが示されましたが、これでは平成27年度中の策定は難しいという声が都道府県の担当者から上がっています。「地域医療ビジョン」の策定期間については都道府県の実情に応じて幅をもたせることを要望します。

(3) 他方、2025年に向けて地域医療のあるべき姿を描くことは喫緊の課題です。既に把握している情報を基に、意欲的な都道府県がガイドラインを待たずに他に先駆けて「地域医療ビジョン」を策定することも認められるべきと考えます。

(4) 国のガイドラインにつきましては、都道府県の業務負担の軽減に資することから都道府県においても期待する声があるのも事実です。しかしながら、地域の医療事情は千差万別です。全ての都道府県が国のガイドラインの写しのようなものを策定しては、地域医療の確立に都道府県が積極的な役割を果たす意義が失われます。「地域医療ビジョン」は、地域がその実情に応じて、自律的に策定、実行できるよう、国のガイドラインが拘束的なものとならないことを期待します。